（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第四条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第二十一条各号中「第六十七条第一項第二号」を「第六十七条第一項第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第二条　第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次条第一項において「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定の施行のために必要な準備行為は、この政令の施行の日前においても行うことができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定が適用される者の高額療養費算定基準額の特例）

第三条　この政令の施行の日から令和七年九月三十日までの間において全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定が適用される者が受ける新令第十四条第三項に規定する外来療養についての同項の高額療養費算定基準額は、新令第十五条第三項の規定にかかわらず、六千円と、当該外来療養に係る新令第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円）とする。

2　前項の規定が適用される場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「六千円と、第十四条第三項に規定する外来療養に係る同項各号に掲げる額を合算した額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円）」とする。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第一号

預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）及び預託等取引に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則（昭和六十一年通商産業省令第七十五号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

預託等取引に関する法律施行規則

（法第二条第一項第一号の内閣府令で定める期間）

第一条　預託等取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の内閣府令で定める期間は、三月とする。

（預託等取引契約の締結前の書面の交付）

第二条　法第三条第一項第一号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　預託等取引業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名

二　物品の種類、数量及び価額又は特定権利の内容及び価額

三　物品の預託を受ける期間又は特定権利を管理する期間

四　物品を預託者に返還し、若しくは特定権利を預託者に取得させ、又は金銭その他これらに代替する物品を預託者に給付する方法

五　物品を預託者に返還すること又は特定権利を預託者に取得させることに代えて預託者に給付する金銭の額又はその算定方法

六　物品を預託者に返還すること又は特定権利を預託者に取得させることに代えて預託者に給付するこれらに代替する物品の種類、数量及び価額又はその算定方法

七　供与される財産上の利益の金額（供与される財産上の利益が金銭以外の場合においては、当該財産の価額）

八　供与される財産上の利益の内容並びに供与の時期及び方法（物品又は特定権利を買い取る契約にあっては、買取価格又はその算定方法）

九　預託者から徴収する手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

十　契約の解除に関する事項（法第七条第一項から第四項まで、第八条第一項及び第二項並びに第十七条第一項から第四項までの規定に関する事項を含む。）

十一　損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

十二　物品を預託者に返還すること又は特定権利を預託者に取得させること（当該返還すること又は当該取得させることに代えて金銭その他これらに代替する物品を預託者に給付することを含む。）を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられている場合においては、その内容

十三　契約について顧客が問合せ、相談等を行うことができる機関の名称、所在地及び電話番号

十四　前各号に掲げるもののほか、契約の内容及びその履行に関する特約があるときは、その内容

2　法第三条第一項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　本店、支店その他の事業所の名称及び所在地

二　法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）の氏名及び役職名

三　預託等取引に係る業務の開始の日